

公益財団法人日本教育公務員弘済会  
2025（令和7）年度 山梨支部福祉事業実施要項

この事業は、公益財団法人日本教育公務員弘済会定款第5条1項第4号に基づき、福利厚生に関する事業（給付・助成等）を行い、もって会員制度規程に定める会員の生活安定と福利増進を図ることを目的とする。

## I 福祉事業

### 1 事業の対象

この事業は、支部福祉会員（「新教弘保険A・B・K・S型」または「ユース教弘保険」に加入者）を対象とする（退職者も含む）。

### 2 福祉給付事業

#### (1) 祝品給付（申請書提出）

- ① 結婚祝 結婚した時 10,000 円相当の祝品
- ② 出生祝 出産した時（配偶者を含む） 5,000 円相当の祝品
- ③ 入学祝 子が小学校へ入学した時 5,000 円相当の祝品
- ④ 卒業祝 子が中学校を卒業した時 5,000 円相当の祝品
  - ◇ 支部福祉会員が結婚、出生、入学、卒業の節目を迎える場合に次の祝品を給付する。
  - ◇ 定められた「福祉給付申請書」を山梨支部に提出する。ただし、祝品給付の時効は給付発生月の翌月から3年間とする。
  - ◇ 祝品は手交または郵送する。
  - ◇ 手交された場合は、受領後本人手書きの受領書を山梨支部に提出する。

#### (2) 祝品給付（自動給付）

- ⑤ 30歳誕生日祝 30歳の誕生日を迎えた時 5,000 円の図書カード
  - ◇ 新電算システムにより対象者を抽出し、自動給付する。
  - ◇ 自宅に郵送する。
- ⑥ 還暦祝 年度内に60歳を迎える支部福祉会員に 8,000 円相当の祝品
  - ◇ 1月1日現在で新電算システムにより対象者を抽出し、自動給付とする。
  - ◇ 祝品は手交または郵送する。
  - ◇ 手交された場合は、受領後本人手書きの受領書を山梨支部に提出する。

### 3 福祉補助事業

#### (1) 健康増進補助事業

##### ① 人間ドック受診助成

- ◇ 年度内に60歳を迎える支部福祉会員が、人間ドックを受診した時に15,000円を上限として助成する。
- ◇ 定められた「人間ドック助成申請書」に必要事項を記入の上、人間ドック受診の領収書のコピーを添えて、山梨支部に提出する。ただし、人間ドック受診助成の時効は、給付発生月の翌月から3年間とする。
- ◇ 概ね2か月ごとに集計し、指定の銀行口座に振り込む。

#### (2) 指定施設（宿泊）利用助成

- ◇ 支部福祉会員及びその本人と同行するその家族に助成する。
- ◇ 指定宿泊施設を利用する場合に年間5回を上限とし、1回につき3,000円の利用券を発行する。連泊は1回の宿泊とする。
- ◇ 家族が同行する場合は、1名のみ2,000円を助成する。
- ◇ 指定施設への宿泊予約後、10営業日前まで（山梨支部の営業日）に別紙様式に必要事項を記入しFAXにて申請する。（郵送可）
- ◇ 申請受理後、利用券を直ちに発行（郵送）する。

- (3) 東京ディズニーリゾート特別利用券給付
- ◇ 申請日時時点で支部福社会員であることを条件として、5,000円分の特別利用券を給付する。年度内に1回限り有効とする。(入園料のみ使用できません)
  - ◇ 10営業日前まで(山梨支部の営業日)に別紙様式に必要事項を記入しFAXにて申請する。(郵送可)
  - ◇ 申請受理後、特別利用券を直ちに発行(郵送)する。
- (4) 小中学校教職員囲碁大会、高校教職員囲碁大会助成
- ◇ 囲碁大会参加者は、支部福社会員を原則とする。
  - ◇ 各囲碁大会に50,000円を助成する。
  - ◇ 所定の様式により申請する。
  - ◇ 「大会実施要項」をもって報告とする。
- 4 給付・助成等の決定
- 給付・助成等は支部長が承認し決定する。

## II 損害保険事業

### 1 事業の目的と対象

この事業は、公益財団法人日本教育公務員弘済会定款第5条1項4の規程に基づき、東京海上日動火災保険株式会社を引き受け会社として、教職員の損害賠償や所得等の補償に対応することを目的に行う。なお、この事業は、退職者を含む教職員専用の保険として、会員制度規程に定める会員を対象とする。

### 2 保険内容

傷害事故、賠償事故、携帯品損害、児童・生徒見舞費用、長期傷害の所得等の補償

- (1) 教弘まなびやスーパープラン(教職員賠償責任保険、教職員総合保険)
- (2) 教弘フルガード(フルガード保険特約付帯普通傷害保険)
- (3) 教弘教職員収入ロングウェイサポート  
(病気・ケガによる長期収入減を補償する所得補償保険)

### 3 申請方法

公益財団法人日本教育公務員弘済会山梨支部に電話で資料請求をする。

### (付 則 )

平成27年4月1日より施行する。  
平成30年4月1日 一部改正  
2019年4月1日 一部改正  
2020年4月1日 一部改正  
2021年4月1日 一部改正  
2022年4月1日 一部改正  
2023年4月1日 一部改正  
2024年4月1日 一部改正  
2025年4月1日 一部改正

#### 【問い合わせ・申請書類送付先】

(公財)日本教育公務員弘済会山梨支部  
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-33-7教育会館4階  
Tel:055-222-3468 Fax:055-288-8126  
E-mail:yamanashi@nikkyoko.or.jp